

京都市児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第106号

京都市児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則

京都市児童福祉法等施行細則の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第6号を第9号とし、第5号を第8号とし、第4号を第7号とし、第3号の次に次の3号を加える。

- (4) 法第27条の3に規定する家庭裁判所への送致に関する事。
- (5) 法第29条に規定する立入り、調査及び質問に関する事。
- (6) 法第30条第1項及び第2項に規定する届出に関する事。

第2条第1項に次の4号を加える。

- (10) 令第34条に規定する通知に関する事。
- (11) 児童虐待防止法第8条の2第1項及び第9条の2に規定する出頭の要求、調査及び質問に関する事。
- (12) 児童虐待防止法第9条第1項に規定する立入り、調査及び質問に関する事。
- (13) 児童虐待防止法第11条第3項に規定する勧告及び同条第4項に規定する措置（法第28条第1項に規定する措置を除く。）に関する事。

第9条第2項中「第10号様式の2」を「第10号様式の3」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 児童虐待防止法第8条の2第1項後段及び第9条の2第1項後段に規定する証票の様式は、児童虐待の防止等に関する法律第8条の2第1項及び第9条の2第1項に基づく調査等を行う職員の身分証明書（第10号様式の2）とする。

第9条に次の1項を加える。

4 児童虐待防止法第9条の6に規定する証票の様式は、児童虐待の防止等に関する法律第9条の3第1項及び第2項に基づく臨検等を行う職員の身分証明書（第10号様式の4）とする。

第10号様式の2を第10号様式の3とし、第10号様式の次に次の1様式を加える。
第10号様式の2（第9条関係）

第	号
児童虐待の防止等に関する法律第8条の2第1項及び 第9条の2第1項に基づく調査等を行う職員の身分証明書	
所 属	京都市児童相談所
職 名	
氏 名	
	年 月 日生
上記の者は、児童虐待の防止等に関する法律第8条の2第1項及び第9条の2第1項の規定により調査又は質問を行う職員であることを証明します。	
	年 月 日
	京都市長 印

第11号様式の前に次の1様式を加える。

第10号様式の4（第9条関係）

第	号
児童虐待の防止等に関する法律第9条の3第1項及び第2項に基づく 臨検等を行う職員の身分証明書	
所 属	京都市児童相談所
職 名	
氏 名	
	年 月 日生
上記の者は、児童虐待の防止等に関する法律第9条の3第1項の規定により臨検し、若しくは 捜索を行い、又は同条第2項の規定により調査し、若しくは質問を行う職員であることを証明し ます。	
	年 月 日
	京都市長 印

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(保健福祉局子育て支援部児童家庭課)